

会津若松市電気自動車等購入補助金交付要綱

(令和5年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組として、本市における電気自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、電気自動車等を購入（リース契約を含む。以下同じ。）する者に対し、予算の範囲内において電気自動車等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車等の購入に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、4万円を上限とする。ただし、その額が補助対象経費を上回る場合には、補助対象経費の額とする。
- 3 前項に定める補助金の額について、補助対象者と生計を一にする18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）で就労していない者、若しくは交付申請時において妊娠中の子（妊娠が母子健康手帳等で確認でき、かつ出生以降に同居するものに限る。）がいる場合においては上限額を5万円とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（法人を含む。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内に住所（法人にあっては事業所等）を有する者
- (2) 申請を行う年度内に、次に掲げる要件のすべてを満たした電気自動車等を購入した者
 - ア 申請を行う年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。又は対象車両の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を超える期間のリース契約を締結した新車であること。
 - イ 自動車検査証の所有者及び使用者が補助対象者の名義であること。但し所有権留保付き購入又はリース契約である場合においては使用者が補助対象者の名義であること。
 - ウ 一般社団法人電気自動車等振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進補助金の対象となる電気自動車及び燃料電池自動車のうち、「普通自動車」若しくは「3ナンバー以外・小型・軽自動車」のいずれかに該当する車種であること。

エ 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の車両を販売する見込みがない）こと。

- (3) 市税を完納している者
- 2 前項の場合において、当該者が単身赴任等の特別な理由により一時的に市内に住所を有しないときは、当該者と生計を一にする者（市内に住所を有している者に限る。）を補助対象者とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
 - (1) 申請を行う年度内にこの要綱による補助金の交付を既に受けている者
 - (2) 申請を行う年度内にこの要綱による補助金の交付を既に受けた者と生計を一にする者（法人においては専ら法人での役務に使用する目的で車両を購入した従業員を含む。）
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (4) 補助金の交付を受けようとする電気自動車等に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方自治体（国、県を除く）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けている者
 - (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4月1日以降に自動車検査証の交付を受けた後、同日が属する年度の5月1日から3月31日まで（3月31日が本市の休日（会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条に規定する市の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日とする。）に補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又はリース契約書の写し
- (2) 申請者本人を含む住民票謄本又は商業登録簿の全部事項証明書（いずれも発行日が申請日より3月以内のもの。）
- (3) 自動車検査証の写し（運輸支局長印のあるもの）
- (4) 補助対象車両の車体等が確認できる写真（補助金交付申請書別紙に貼付すること。）
- (5) 車両代金の支払いを確認できる書類の写し（領収証等であって、補助対象経費を支っていることが確認でき、車両本体の価格が分かるもの。）又はローン、クレジット、保証、割賦等の支払方法においてはそのことが確認できる契約書の写し（第1号に定める書類で確認できる場合は省略可とする。）
- (6) 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請書本人のもの（共有分を含む。）であり、発行日が申請日より3月以内のもの）
- (7) 車両の所有者又は使用者の承諾書（第4条第2項に該当する申請の場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査等）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受け付けたときは、当該申請に係る補助事業の成果が補助事業の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、提出された前条各号に掲げる書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 補助事業者は、対象車両の法定耐用年数の期間内において、その対象車両を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第10条 補助事業者は、対象車両の法定耐用年数の期間内において、その対象車両を補助金等の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、規則第17条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第12条 補助金の交付に係る手続については、規則第13条に規定する手続を省略するものとする。

(手続代行)

第13条 申請者は第5条に規定する交付申請及び第8条に規定する交付の請求に係る手続を第三者に代行させることができる。この場合において、申請者は、補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(協力の要請)

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて走行距離等、車両の使用状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。